

24
—
3

但

ヲ
乙
ト
レ
契
約
ス
ル
左
如
シ

乙、毎季、自及、月、二期、各半額宛、甲、納付スベシ

一曰追溯五十年卜久

スルトキハ甲ノ兼認ヲ受クベシ

207

除後ト雖モ乙ハ其ノ損害ヲ辨償スルノ義務アルモト
不第ニ疎ノ場合ハ甲ハ其ノ前ニ契約解除ノ豫告ヲ
爲スモ乙ノ蒙ル損害ニ付テハ甲ハ辨償ノ責任アルモトス
ハ貸付料ノ滞納額迄ハ年介以上ニ及ビタルトキ
ニ無断ニテ工作物ヲ建設シ又ハ土地ノ原形ヲ変更シタルトキ
三 甲ニ於テ土地ヲ利用スルノ必要アリタルトキ
第五條 乙ハ契約満期又ハ契約解除ノ際ハ土地ヲ原状ニ
復シ返還スルモトス

以上ノ契約ヲ証スル爲本書ニ通シ作製シ各目一通ヲ所持スルモトス
大正十五年四月一日

貸主 福生村熊川村組合長 木村田退藏
借主

268

福生村自土地貸借契約書

福生村字

音

但シ

右土地貸借ニ付貸主福生村熊川村組合長木村田退藏ヨリ甲
トシ借主福生村 森地 ヲ乙ハ契約スルコト在リ

第一條 土地貸付料ハ壹反キ付金

總反別ニ對シ金

トシ乙ハ毎年八月二期ニ各半額宛ヨリ甲ニ納

付スベシ

第二條 土地貸借期間ハ大正十五年四月一日ヨリ大正二十年三月三

十日迄満五ヶ年トス

第三條 乙ハ甲ノ承認ヲ得ルニテ若シバ土地原形ヲ変更スルコトヲ

得ズ

第四條 甲ハ右各款ニ該當スルトキハ期限内ト雖モ契約解除

スルコトマルバシ但し第一號第一號の場合、契約解除後
 ト雖モ之ハ其ノ損害ヲ辨償スルノ義務アルモトス第三號
 一場合ハ甲ハ三ヶ月前ニ乙ニ契約解除ノ豫告ヲ為ス
 モ乙ノ蒙ル損害ニ就テハ辨償ノ責ニ任セザルモトス
 一貸付料ノ滞納額一ヶ年分以上ニ及ビタルトキ
 一無断ニテ土地ノ原形ヲ変更セタルトキ
 一甲ニ於テ土地ヲ利用スルノ必要アリタルトキ
 第五條ハ契約満期又ハ契約解除ノ際ハ土地ヲ原状ニ復シ
 返還スルモトス
 以上契約書証ニ爲本書ニ通シ作製ス各白一通ヲ所持スルモトス
 大正十五年四月一日
 貸主 福生村鑑川村組合長 森田 退藏
 借主

福生村有地貸付明細書

字	地	地目	反別	貸付料	借主住所	全上氏名
河原	三三九	宅地	五〇坪	二五〇	福生村三三九	佐藤平七
〃	三三九	〃	二〇	一〇〇	〃	全
〃	三三九	〃	一八	九〇	三三九	森本リヨ
〃	三三九	〃	一九	九五	三三九	佐藤藤四郎
〃	六九六	田	二〇	七二	五〇三	森田番吉
〃	六九七	〃	九二	一五	二七五	井上初五郎
〃	六九七	〃	三九	七一	六八六	林山喜代松
〃	六九七	〃	四六	一〇五	三二四	村野惣吉
〃	六九七	〃	三〇	五七	四八六	村野信太郎
〃	六九七	〃	六八	一四〇	五〇三	森田番吉
〃	六九七	〃	四五	八四	三二四	村野惣吉

リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ
一五号	一五号	一四号	一三号	一二号	一一号	一〇号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ
三三三	四三三	五三三	四二七	六〇〇	七〇九	七〇五	七一〇	七二一	七二七	七二七	六二四	七二七
六	五	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
一一	四二	四七	四七	四七	四七	四八	四七	四九	四八	四八	四六	四八
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三〇	五八	七六	一六	八四	四六	九二	九八	一一	一一	一一	六二	一一
リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ
一三四五	四八〇	四二二	三四六	五七四	七九八	三九九	四三二	〃	〃	〃	七九八	〃
野村健吉	森田佐七	森田友次郎	原在藏	逆本半左門	森田六助	井上伊勢松	村野徳二郎	全人	全人	全人	森田六助	〃

リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	河原	奈賀	リ	河原
三〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	五五五	三〇	三〇
リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ
六二二	八二二	七二四	一〇七	一〇七	三〇四	一〇〇	四二二	四二五	三九三	二〇六	四二二	一〇〇
四	四	四	五	六	一	五	一	一	八	一	二	一
六	七	六	八	九	七	八	八	八	五	九	六	六
二	三	四	七	八	三	五	四	四	三	二	九	二
七	五	四	二	三	九	八	七	五	三	二	五	四
リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ
五〇八	五五五	六三七	六三五	五九七	五二七	五五五	四七六	四二五	四一九	五五四	一七六	五五四
井梅金太郎	細谷弥八	細谷勘二郎	細谷彦兵衛	細谷勘次郎	逆本半兵衛	細谷弥八	水村常吉	川窪清七	村野園太郎	古谷鑑太郎	高崎治平	森田在兵衛

リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ
四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇
リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ
六二九	一五九	五〇九	四八八	三三三	三〇五	三二一	三二一	二二五	二二五	四二〇	一〇二七	三二一
七六四	八五〇	九三三	一〇一八	一〇二〇	一〇二四	一〇一七	一〇一三	一〇一四	一〇一八	一〇一六	一〇一九	六三八
五三二	一三〇	四九四	五〇二	三二四	三二四	三二四	一七二	一五二	四四四	四七四	一一〇	一六六
リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ
四一	七六六	三三四	一三五五	一一二	一一三	四二一	一九二	二五四	七五六	五二〇	二二三	四六七
川窪宇三郎	田村弥三郎	村野惣吉	出本新藏	田村太平	水村茂七	村野三郎	井上長吉	小泉文次郎	田村清次郎	水村辨藏	水村清吉	吉田兼二郎

河	原	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ
三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇
リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ
二〇七	八〇〇	一五〇	九二二	七二三	八二三	七二七	八〇三	七二六	四〇六	五二五	六二七	一八八
七六二	九三三	八一六	八二二	八一六	八一四	七四八	七四六	七四二	四二五	六二〇	六二九	六二二
一七〇	七五四	一三三	七九八	六〇六	六二六	五九〇	六〇四	五八八	一七二	三七四	~~四七一~~	七七一
リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	リ	福井四三七
五二三	五〇五	五七四	四一八	六九〇	四六七	五二五	四一三	五〇三	リ	六四四	四三一	森田平七
水村源兵卫	水村久三郎	森本半左卫門	村野和十郎	水村兵藏	吉田兼二郎	村野七五郎	村野由右卫門	森田番吉	人	笠井告吉	森田角太郎	森田平七

四
九
五
七
二
三

四
八
九
—
四
二

[illegible]

東京府西多摩郡神戶村鮎川村組合役場

[illegible]

議案第三號

福生村消防器具変更1件

当組合福生村消防組第一部之器具中九ノ通リ度更スル
元ノトス

大正十五年七月十七日提出

也多摩郡福生村熊川村組合長木林田退藏

記

新	二火ノ見	一五斯倫唧筒	一水管車	一運搬車
器	鐵骨四柱立、高サ 十七尺	七 七 十六 尺	七 七 十六 尺	七 七 十六 尺
具	丸木一本立	丸木一本立	丸木一本立	丸木一本立
旧	二火ノ見	一腕用唧筒	一水管車	一運搬車
器	丸木一本立	丸木一本立	丸木一本立	丸木一本立
具	丸木一本立	丸木一本立	丸木一本立	丸木一本立

二畫 又解 車 十 五 八

卷之六

一、用 管 插

一八八 對 一八八

器
具

大正十五年九月十日 出

五十一

義家第三

福々第一三〇九號

大正 大正
年 年
月 月

日發案
日決裁

淨書

校合

月
往復主任

日發送

村長

光緒二十九年

助役

主
任



關係書記

年月日

但令

東宮府公奉

大正五年八月但合会十月十八日
但合会内ニ定合会即口議事定了
不合会任り合会議決事及議
決事より任り合会報告書也

274

277

六、大正十五年度期地租附加税、特別地稅附加税ニ充当スル件
七、大正十五年度福生村歳入、追加更正ヲ算入件

福
生
第
一
三
〇
九
號

大正 5 年 10 月 3 日 發案
大正 1 年 1 月 1 日 決裁

淨書

校合

月 日發送

村長

助役

主任
關係書記

辛卯日

但令長

各但合議及是

左江總議定，官奉十八日午時九時，中八回，
合人云：高祖令約，以一乳含者，定刻前，近
少集果，友成多，中

in

一、物乞お照川村組合可敷料生付、幕元條例制定案件
二、市所お新婦人令中十五條、依り當組合お被延請を割令件
三、福乞お照川お照合早大出込が被る案件

東京千両の金三寸参寸寸五寸五寸